

都筑ふれあいの丘まちづくり協議会 会則

第 1 章 総則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は都筑ふれあいの丘まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務局を会長の自宅に置く。

(区域)

第 2 条 協議会の対象区域は、横浜市都筑区高山及び葛が谷の区域とし、別に定める活動対象地域図に示す区域とする。

(目的)

第 3 条 協議会は、民主主義の精神に基づき会員相互に協力し、地域まちづくりの主体として、創意工夫し、安全で快適な魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

(活動内容)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

- (1) まちづくりの課題に関する調査活動
- (2) まちづくりの課題解決に関する学習活動
- (3) 地域住民の意見交換活動
- (4) 関係行政や関係機関との連携及び調整活動
- (5) 地域の意見を反映したまちづくり構想・計画の策定活動
- (6) 都筑ふれあいの丘まちづくりプランの実現に向けた活動
- (7) その他前条の目的に合致する諸活動

第 2 章 会員及び役員

(会員)

第 5 条 協議会の会員は、第 2 条に定める区域内において、居住する世帯主若しくはこれに準ずる者、店舗等の事業を営む者、土地、建物等を所有する者又は地域まちづくりの活動を行う者等を対象者とし、協議会への入会、脱会は妨げないものとする。

(運営委員・役員)

第 6 条 協議会に運営委員及び役員を置く。

2 運営委員の選出は次のとおりとする。

(1) 公募又は区域内の自治会より推薦され、第 10 条に定める総会の承認を受けたもの。

(2) その他必要に応じて総会の承認を受けた団体、機関及び個人

3 役員は運営委員の中から選出し総会の承認を持って選任する。

- (1) 理事 5 名
- (2) 会計 1 名
- (3) 監事 1 名

4 会長及び副会長は、理事の中から総会において選任する。

(役員職務)

第 7 条 会長は、協議会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、各事業を分任し、かつその他会の運営に関するものを審議決定する。

4 会計は、協議会の会計を担当する。

5 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は、2 年とする。ただし、協議会の継続性を維持するため、2 分の 1 以上を再任する。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第 9 条 協議会は、会則に違反又は協議会の目的に反する行為があったと認めるときは、総会の決議により役員を解任することができる。

第 3 章 会の運営

(総会)

第 10 条 総会は定例総会及び臨時総会とし、全会員をもって構成する。

- 1 定例総会は、年一回毎年 5 月に開催する。
- 2 臨時総会は、会長が必要であると判断した場合又は会員の要求があった場合に開催する。
- 3 総会では、次の事項を審議し決議する。

- (1) 事業計画に関する事項。
- (2) プランの改正、継続又は廃止に関する事項。
- (3) 予算、決算に関する事項。
- (4) 役員選任及び解任に関する事項。
- (5) 会則の変更に関する事項。
- (6) その他会務運営上必要な事項

4 総会は原則として公開とする。

5 総会の開催は、委任状を含めた役員 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

6 総会の議事は、出席会員の過半数で決する。

7 総会の議長は会長が就くものとする。

(役員会)

第 11 条 役員会は役員をもって構成する。

1 役員会は会長が必要であると判断した場合又は役員会の要求があった場合に開催する。

2 役員会では、次の事項を協議し決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会において委任された事項。
- (3) 運営委員会で協議すべき事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項。

3 役員会の開催は、委任状を含めた役員 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

4 役員会の議事は、出席役員過半数で決する。

5 役員会の議長は会長が就くものとする。

(運営委員会)

第 12 条 運営委員会は運営委員をもって構成する。

1 運営委員会は会長が必要であると判断した場合又は運営委員会の要求があった場合に開催する。

2 運営委員会では、次の事項を協議する。

- (1) 役員会によって決議された運営委員会で協議すべき事項
- (2) その他協議会の運営全般に関する事項

(会費)

第 13 条 協議会の運営に要する経費は、各自治体からの分担金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 14 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日とする。

第 4 章 雑則

(細則の制定)

第 15 条 本会則施行のため必要な細則は、役員会の議決を経て会長が定める。

(会則の改廃)

第 16 条 この規約の改廃については、総会において 2 分の 1 以上の同意を必要とする。

附 則

1 この会則は、平成 19 年 7 月 13 日から施行する。(平成 28 年 1 月 4 日改定)

2 協議会の初年度の会計年度は、第 13 条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の 3 月 31 日までとする。